

令和7年 No51

○国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

審査請求手続きの整理及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年11月26日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第20号

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第7号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：審査請求手続きの整理及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (審査請求) 第9条 学長は、開示をしない旨の決定等について行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護会議の意見を求めるものとする。 <u>2 学長は、法第19条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙第13号様式により審査を請求した者（以下「審査請求者」という。）に通知しなければならない。</u> <u>3 学長は、審査請求に対する裁決をしたときは、別紙第14号様式により審査請求者に通知しなければならない。</u> 〔省略〕 <u>第13号様式（第9条第2項関係）</u> 〔省略〕 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知） 〔省略〕 <u>第14号様式（第9条第3項関係）</u> 〔別紙B参照〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年11月26日から施行する。</u>	〔省略〕 (審査請求) 第9条 学長は、開示をしない旨の決定等について行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護会議の意見を求めるものとする。 <u>2 学長は、審査請求に対する決定をしたときは、別紙第13号様式により審査を請求した者（以下「審査請求者」という。）に通知しなければならない。</u> <u>3 学長は、法第19条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙第14号様式により審査請求者に通知しなければならない。</u> 〔省略〕 <u>第13号様式（第9条第2項関係）</u> 〔別紙A参照〕 <u>第14号様式（第9条第3項関係）</u> 〔省略〕 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知） 〔省略〕

別紙A（現行）

第13号様式（第9条第2項関係）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

審査請求に関する決定通知書

（審査請求者） 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

〇年〇月〇日付けで審査請求のありました件については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 審査請求のあった法人文書の名称等

2 審査請求に対する決定

3 審査請求に対する決定の理由

4 担当課等

別紙B（改正）

第14号様式（第9条第3項関係）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

審査請求に関する裁決通知書

（審査請求者） 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

〇年〇月〇日付けで審査請求のありました件については、下記のとおり裁決しましたので、通知します。

記

<u>1 審査請求のあった 法人文書の名称等</u>	
<u>2 審 査 請 求 に 対 す る 決 定</u>	
<u>3 審査請求に対する 決 定 の 理 由</u>	

<連絡先>

東京学芸大学

（担当者名）（内線：――）

TEL:

FAX:

E-MAIL: